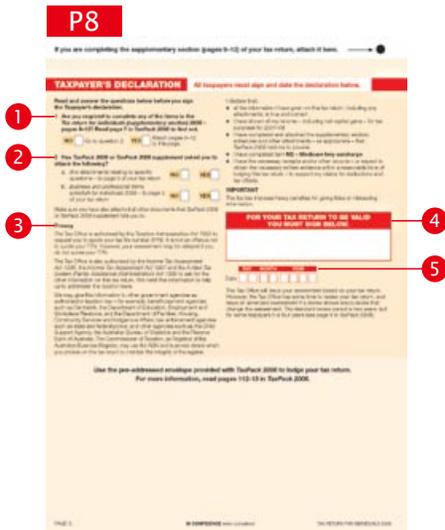


タックス・リターン解説

P8 納税者宣言 TAXPAYER'S DECLARATION

全ての納税者は、このページにサインと日付の記入が必須となる。サインをする前に、添付書類に関する質問に回答する。

- 1 あなたは「Tax return for individuals (supplementary section) 2008」の提出の必要がありますか?… 「NO」の場合は、次の質問へ。「YES」の場合は、申告用紙を添付する。
- 2 「TaxPack 2008」または「TaxPack 2008 supplement」で以下を添付することが要求されていますか?
 - a. 特定の質問に関する添付書類
 - b. Business and professional items schedule for individuals 2008
… 「NO」か「YES」を選択し、「YES」の場合は添付されているか確認する。
- 3 プライバシー
- 4 納税者のサイン… サインを忘れると、タックス・リターンは無効となる。
- 5 日付… サインをした日付を記入。



ここが知りたい! Q&A

タックス・リターンに関する5つの質問



タックス・リターンの中でも、特に外国人に関わる点や注意すべきことを、クライアントに日系企業も多く抱えているパースの登録税理士 Royston Hyde さんにお伺いしました。

P1 基本的な個人情報… ⑨ 今後の申告の有無 (12 ページ)

- Q** 「今後も、タックス・リターンの申告が必要ですか?」という質問で「NO」を選ぶと、翌年提出できないなどのリスクはありますか?
- A** いいえ、「NO」を選択しても提出できます。逆に、「NO」以外を選択すると、翌年申告がない場合、ATO より申告を要請する通知が来るしくみになっているので、永久帰国する方は「NO」を選ぶと良いと思います。

P2 所得… ⑫ 利息総額 (12 ページ)

- Q** 「非居住者の場合、利子から既に源泉徴収されていれば、申告する必要はない」のはなぜですか?
- A** 非居住者の利息収入は源泉徴収がされ、タックス・リターンの対象外とされているからです。そのため、非居住者で所得が利息のみの場合は、タックスファイルナンバー (TFN) を取得しなくてもよいことになっています。

P2 所得… ⑭ 「supplementary section」 (12 ページ)

- Q** 「supplementary section」で海外での所得を申告するとありますが、日本でも給与を貰っている場合は、申告は必要ですか?
- A** 居住者の場合は、海外での所得も課税対象ですので、申告する必要があります。給与については、二重課税防止協定というものがあり、基本的には日本とオーストラリアで、同じ所得に対し2度課税がされるのを防ぐしくみになっています。ただ、これは複雑なシステムなので、該当する方のほとんどは、タックス・リターンの申請を登録税理士に依頼しています。

P3 所得控除… <経費に関する基本的なルール> (13 ページ)

- Q** 経費の申告で間違えやすいものを教えてください。
- A** まず、①の車の費用では、家から仕事場までの費用は通常、経費として認められません。認められるのは、仕事場から仕事場への移動の場合のみです。また、②の旅費も、普通の通勤に使ったバスチケットなどは含まれません。③の衣服とクリーニング代については、衣服が仕事特有のものでなくては認められず、例えば、T シャツなど一般的な衣服は仕事で使っているとしても認められませんが、シェフの調理服などは、その職業特有のもので認められます。

P5 メディケア課税… ⑪ メディケア課税の減額、または免除 (14 ページ)

- Q** 免税に必要な「Medicare Levy Exemption Certification」はどうやって申請しますか?
- A** Medicare Australia のウェブサイト (www.medicareaustralia.gov.au) に申請書があるので、ダウンロードして郵送します。また、Certification の取得の必要のないワーキングホリデービザ (非居住者) の方で、タックス・リターンの申告書のメディケア課税の項目に記入を忘れる方が多いので、忘れずに記入するようにしてください。

Information courtesy of Royston Hyde CPA, Registered Tax Agent

今特集で紹介しているタックス・リターンの内容は、一般的な例です。必ずしも各個人に当てはまるものではありませんので、オーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office) への問い合わせ、ウェブサイト、また登録税理士にてご確認、またはご相談ください。

税金に関する情報は、オーストラリア国税庁 (ATO) のウェブサイトを参照ください。

www.ato.gov.au

オーストラリアの税金が分かる!

